

2014年9月12日

撰南大学

撰南大学における公的研究費の不正防止計画

撰南大学は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）に基づき、公的研究費の運営・管理を適正に行うべく、不正を発生させる要因とその要因に対応する「不正防止計画」を策定、実施し、研究の信頼性と公平性および自由な研究活動の遂行を確保することに努める。

1. 機関内の責任体系の明確化

項目	不正発生要因	不正防止計画
責任者と権限の明確化	<ul style="list-style-type: none">研究費の運営・管理に関する責任者やそれぞれの権限が不明瞭である。	<ul style="list-style-type: none">「撰南大学における研究費の不正使用防止に関する規定」を制定し、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者およびコンプライアンス推進副責任者を定め、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化する。大学のホームページ等に不正防止に関する規定、責任体系、不正防止計画などを掲載し、学内外に周知・公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目	不正発生要因	不正防止計画
ルールの明確化・統一化	<ul style="list-style-type: none">文部科学省、日本学術振興会のルールまたはルール変更について認識不足である。事務職員間での解釈の違いにより、使用ルールと運用が乖離する。公的研究費の学内での取扱要領が未作成である。	<ul style="list-style-type: none">公的研究費を取扱うルールと研究現場の実態とが乖離していないか確認し、現行規定の見直しを行うとともに、必要に応じて新たな規定・ルールの制定を行い、周知する。科研費については、「科研費取扱要領」を定める。科研費以外の公的研究費については、配分機関から提示された取扱要領に従い運用し、取扱要領の提示がない場合は大学のルールを適用する。定期的に研究費を取扱う事務職員が集まり、より良い運営方法について意見交換を行う体制を構築する。その際、必要に応じて研究者の意見を求める。

項目	不正発生要因	不正防止計画
職務権限の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的研究費の事務処理等の業務分担が曖昧である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科研費について、「科研費取扱要領」において、研究支援センターと予算の執行を担当する事務局の事務の分担を定める。 ・ 予算執行手続きの流れについても、教員、事務局、業者間の事務処理体制をフロー図として示す。 ・ 業務の実態と事務の分担等に乖離が生じた場合は、適宜、見直しを行う。
関係者の意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科研費などが公的研究費であるという意識が希薄である。 ・ 公的研究費に対して、研究者は自分で獲得したもの、事務職員は機関管理として単に事務手続きを行っているだけ、という意識がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究費を取扱う研究者および事務職員に対し、研究費の取扱いに関するルールの周知と研究倫理の啓発を図るため、教授会・課内ミーティング等を活用した周知徹底、コンプライアンス教育、科研費取扱要領説明会、研修会等を行う。 ・ 研究者倫理・コンプライアンスを自覚させ、関係ルールを遵守して不正を行わないことを誓約させるため、「誓約書」の提出を求める。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正発生要因	不正防止計画
不正を発生させる要因の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究者と事務職員のコミュニケーション不足のため、不正発生要因の把握が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究費を取扱う研究者および事務職員に対し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのかについて意識調査を行い、不正発生要因を把握する。
不正防止計画の策定・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生した不正に対する不正防止計画が広く周知されず、同じような不正が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果から得た問題点や不正発生要因に対応した不正防止計画を策定し、これを実施する。また、別途、「公的研究費使用にあたっての取扱要領」を定め、その詳細を規定し、大学のホームページ等で周知・公表する。 ・ 新たに不正が明らかになった場合は、その具体的な要因の調査と再発防止対策を検討した後、当該案件の再発防止を図るため、必要に応じて諸規定、不正防止計画等の見直しを行い、その内容についても継続的な周知活動を行う。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

項目	不正発生要因	不正防止計画
予算執行状況の管理・把握	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末に予算の執行が集中し、研究計画どおりの研究費使用ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究費の執行状況について、研究者に対して定期的（原則として、毎月）に収支簿の送付を行い、執行残額を確認してもらい、計画的な予算執行を促す。 ・事務局においてもその執行内容が研究計画との乖離がないかどうかをチェックするとともに、発注案件の納期遅延の有無についても確認する。
不正な取引行為の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・不正に関与した取引業者に対する処分方針が未策定である。 ・研究者自身による発注で、業者との癒着が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・物品購入規定および予算執行規定において、不正な取引等に関与した業者への処分方針を定め、これを理解し遵守させるために、取引業者から誓約書の提出を求める。 ・発注・検収業務については、原則として、事務局が実施する。

5. 情報発信・共有化の推進

項目	不正発生要因	不正防止計画
使用ルール等の相談、不正についての通報受付窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・使用ルール等に関する相談や不正についての通報を受け付ける窓口がなく、また、通報者保護の仕組みが確立されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）を大学のホームページに掲載するとともに、使用ルール等に関する相談および不正についての通報（告発）窓口を公表する。また、科研費取扱要領にもこれを記載する。
学内外への情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費の使用に関する理解度およびその適正な使用に対する取組みへの理解度が希薄である。 ・研究費の不正に関する情報が伝わっておらず、認識が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本学における不正への取組に関する規定、方針等をホームページに掲載し、学内外に公表し周知を図る。 ・不正事件に関する記事や情報について、研究者や事務局に周知し、注意を促す。

6. モニタリングの在り方

項目	不正発生要因	不正防止計画
内部監査室による モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査の実施が徹底されていない。 ・不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機関全体の視点からモニタリングおよび監査（通常監査・特別監査）を実施する。 ・内部監査室が作成する年間計画に従い監査を実施し、公的研究費の不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、適切に執行手続きが行われているか確認する。 ・内部監査室においては、不正発生要因等に基づいて弾力的にリスクアプローチ監査を実施する。
コンプライアンス 推進責任者による モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査を定期的に行っているが、それだけでは監査体制が不十分である。 ・研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者の責務を果たせていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究費を取扱う研究者および事務職員が適切に研究費の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(付則)

1. この不正防止計画は、2014年8月6日開催の研究倫理委員会で承認。
2. この改正不正防止計画は、2015年8月5日開催の研究倫理委員会で承認。

以 上